

テレワーク等に関する主な予算（案）の 状況等について

・内閣府	・・・1
・総務省	・・・6
・厚生労働省	・・・10
・農林水産省	・・・15
・経済産業省	・・・17
・国土交通省	・・・20
・観光庁	・・・22
・環境省	・・・24

・内閣府

地方創生テレワークの推進

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、地方で暮らしてもテレワークで都会と同じ仕事ができるとの認識が拡大。
- 地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）を推進することで、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。
- 各種支援策を講じるとともに、産業界や自治体等の関係者を巻き込むための取組や、企業のICT環境、労務面などの環境整備を進める。

空き家等をサテライトオフィスに改修、
企業に貸し出し（福島県 会津若松市）



民間所有の施設を共用サテライトオフィスに整備
企業や個人等が利用（北海道 北見市）



[地方創生テレワークの推進に向けた主要な支援策]

○地方創生テレワーク交付金の創設

新たに交付金を創設し、地方創生テレワークを推進する地方公共団体の取組（サテライトオフィスの整備等）を支援

○地方創生テレワーク推進事業

地方への新しいひとの流れの創出に向け、情報提供体制の強化、企業による取組の見える化等に向けた調査・広報等による環境整備を実施

○地方創生移住支援事業の対象拡充

東京での仕事をテレワークにより続けながら移住する場合も支援

地方創生テレワーク交付金（内閣府地方創生推進室） 令和2年度第3次補正予算額 100.0億円

事業概要・目的

○施策の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。

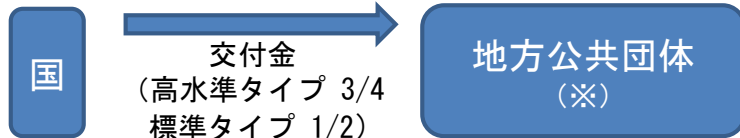
○施策の概要

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援する。地方創生に資するテレワーク推進の実施計画を地方公共団体が策定。計画掲載事業の実施に対し、国が交付金により支援。

事業イメージ・具体例

- ◆サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）
自治体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・ワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設・運営、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等開設支援事業（民間所有施設開設支援等）
自治体が、サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設等活用等）
自治体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆進出支援事業
自治体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出支援金を助成（返還制度あり）

資金の流れ



(※) ①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村
③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

期待される効果

- 企業の進出、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、地域分散型の活力ある地域社会の実現に貢献

地方創生テレワーク推進事業（内閣府地方創生推進室）

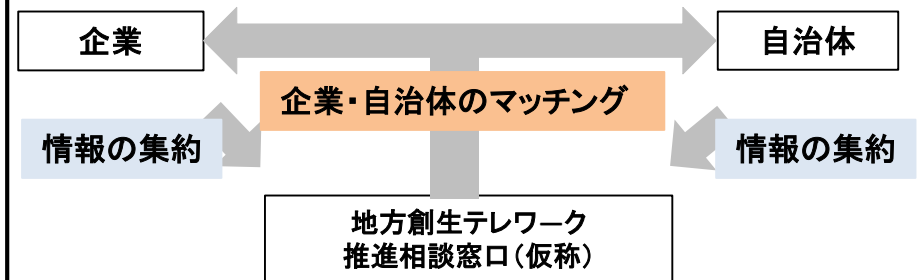
令和2年度第3次補正予算額 1.0億円

事業概要・目的

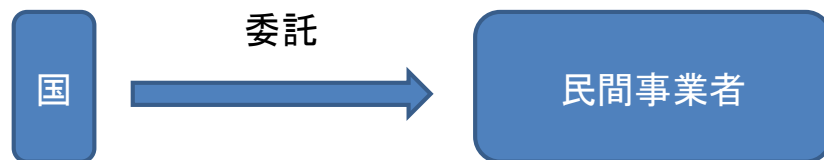
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、機会を逃すことなく、地方におけるサテライトオフィスでの勤務など地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）の取組を推進します。
- 具体的には本事業により、企業と地方公共団体を結ぶ情報提供体制等を整備し、新たな働き方や生活への意識の変化を地方への新しいひとの流れにつなげ、東京圏への一極集中是正と地方分散型の活力ある地域社会の実現を目指します。

事業イメージ・具体例

- 地方創生テレワーク推進に向けた相談窓口を設置し、地方へのサテライトオフィス設置や社員移住等の後押しに向けた取組を検討中の企業と、そのようなサテライトオフィスや社員等の呼び込みを図る自治体からの情報の集約を行います。
- 当該相談窓口において、ニーズの具体化や解決すべき課題等への伴走支援や問い合わせ対応を実施しつつ、集約した情報を基に企業と自治体のマッチング支援等を行います。



資金の流れ



期待される効果

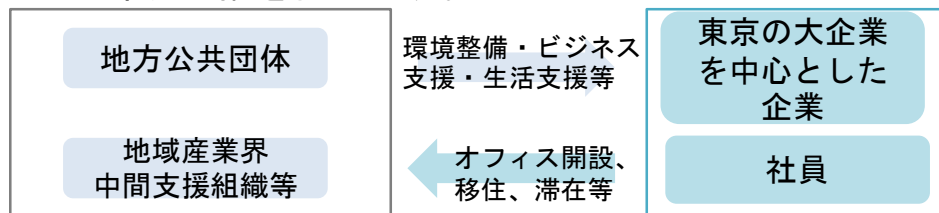
- 企業の進出、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、地域分散型の活力ある地域社会の実現に貢献します。

地方創生テレワーク推進事業 (内閣府地方創生推進室)

令和3年度予算額 1.2億円

事業概要・目的

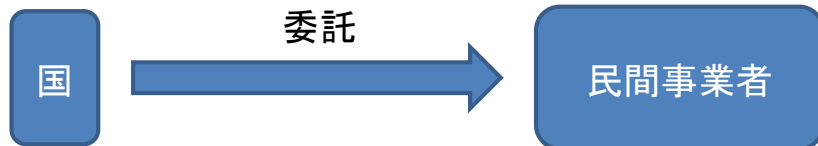
- 新型コロナウイルス感染症をきっかけに全国で約3割以上の方々がテレワークを経験し、地方移住等への関心の高まりが見られるなど、国民の意識・行動も変容してきています。
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)では、このような変化も活かし、地方でのサテライトオフィスの開設、テレワーク・リモートサービスの取組等を支援することにより、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京圏への一極集中を是正するとされています。
- このため、国は委託事業により、地方創生テレワークの推進による地方への新たなひとの流れの創出に向けた環境整備を行います。



事業イメージ・具体例

- ① 地方へのサテライトオフィス設置や社員移住等の後押しに向けた取組を検討中の企業と、そのようなサテライトオフィスや社員等の呼び込みを図る自治体とを結ぶ情報提供体制の整備を行います。
- ② 地方創生テレワークに向けて社内制度整備等を進める優良企業の取組の見える化等、地方創生に資するテレワーク推進に向けて必要な取組や好事例の調査・分析及び広報等を行います。

資金の流れ



期待される効果

- 地方サテライトオフィス開設、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献します。
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、分散化により社会のレジリエンスを向上させます。

・総務省

テレワーク普及展開推進事業

- ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、働き方改革の観点に加え、新型コロナウイルス感染症対策としても有効な手段であることから、テレワークの更なる推進及び全国的な定着が重要。
- そのため、「テレワーク・デイズ」等によるテレワーク実施の呼びかけや、先進事例の発信等を通じた普及啓発を図るほか、地域での「テレワーク・サポートネットワーク」の運用や、専門家による相談対応等を通じ、全国の各地域において、きめ細かな導入支援を行う。

(R3予定額 2.6億円 (R2当初2.5億円、一次補正3.5億円の内数、二次補正3.1億円))

① 「テレワーク・デイズ」等による広報

- テレワークという働き方の定着とオリパラ大会期間中の交通混雑緩和への寄与を目指し、「テレワーク・デイズ」ポータルサイト運営や周知広報、企業等への参加呼びかけ・参加登録、取組事例の紹介や効果分析のための調査等を実施する。

② 先進企業・団体の事例収集・表彰

- テレワークを先進的に実施している企業・団体の事例を収集し、「テレワーク先駆者百選」の選定や「総務大臣賞」の表彰を通じ、広く発信するとともに、既存の展示イベントでの周知啓発を実施。

③ テレワーク専門家の派遣

- テレワーク導入を検討する企業に対し、専門家（テレワークマネージャー）が無料で相談に応じ、システム・情報セキュリティ等テレワークの導入に関するアドバイスを実施。

④ 地域におけるテレワークサポート体制の整備

- 令和2年度に、中小企業支援の担い手となる団体と連携して整備した「テレワーク・サポートネットワーク」の枠組みを運用。
- テレワーク導入意向のある企業や、新型コロナ対策で緊急的にテレワークを取り入れた企業に対するテレワーク活用・定着に向けた幅広い支援のため、全国各地の窓口での対応、相談会やセミナーの開催を実施。

地域サテライトオフィス整備推進事業

【R3予定額 0.7億円(デジタル活用環境構築推進事業)】

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、国民が新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を促すために、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う。

助成措置の内容

1. 内容

一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業に対し助成を行う。

2. 補助対象者

他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
(都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。)

又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

3. 補助率

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)



・新しい生活様式下における新しい働き方を実現する「場」のモデルとして整備を支援
・本整備事業を呼び水として、地域偏在性を解消し、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進

サテライトオフィス・マッチング支援事業

R3予算額(案):0.1億円

- コロナ禍の中、テレワークやサテライトオフィスについて注目されていることを踏まえ、地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。
- 地方公共団体が誘致又は関与したサテライトオフィスの設置数 654箇所(令和元年度末時点)

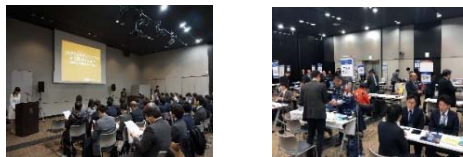


三大都市圏企業

- ・ コロナを受けて、テレワーク等の働き方が一般化されつつあり多くの企業がサテライトオフィスに前向き
- ・ 令和元年度の同事業において57社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との
マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・ 多くの地方公共団体が誘致に取り組む
- ・ 令和元年度の同事業において、43団体がセミナーに出展し、サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

- 地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費について特別交付税措置

対象経費:都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額:1団体当たり1,000万円

※ 措置率0.5×財政力補正

• 厚生労働省

令和3年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、テレワークを新規に導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

…………… 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着のための取組 ……………

1. 雇用型テレワークガイドラインの周知

テレワークガイドラインの周知広報

○テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の作成

○テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を作成し、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

○テレワーク相談センターを設置し、企業等への訪問コンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
○働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。

国家戦略特別区域における導入支援

○国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

○良質なテレワークを新規導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費を助成。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介

企業向けセミナーの開催

○総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナーを開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

○総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて幅広く周知。

テレワーク相談センター事業

○適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要性から、テレワークの導入を検討する企業に対する相談対応や情報提供等を行ったり、ポータルサイトにより一元的な情報を提供する「テレワーク相談センター」を設置する。

【業務内容】

○「テレワーク相談センター」を設置し、テレワークの導入を検討する企業に対する相談対応や情報提供を実施。

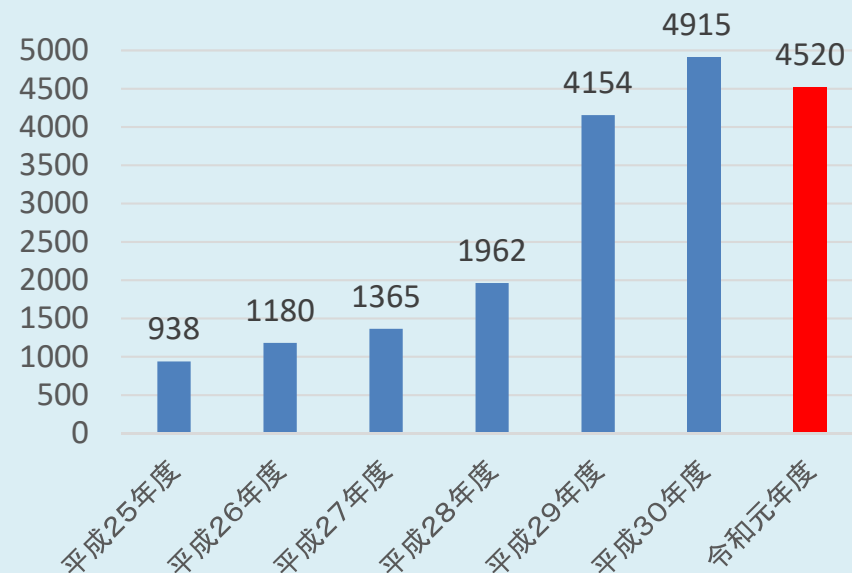
○主な業務内容

- ①テレワークの導入・実施時の労務管理上の課題等について、窓口相談の他、電子メールや電話での質問対応
- ②専門の相談員が企業を訪問して具体的な導入支援を行う訪問コンサルティングを実施
- ③テレワーク総合ポータルサイトの開設・運営（テレワークの導入・実施時のQ&A、パンフレット等の資料や導入事例等を掲載）
- ④中小企業や地方企業への普及促進のための周知ツールの作成と周知（テレワーク活用の事例集を作成し、周知）

※令和3年度から、働き方改革推進支援センターと連携し、個別相談等の共同実施、専門家への研修を行うことで地域のテレワークに関する相談ニーズに対応

【テレワーク相談センターの相談件数】

※助成金の申請等の相談を除く 資料のダウンロード含む



テレワーク相談センター

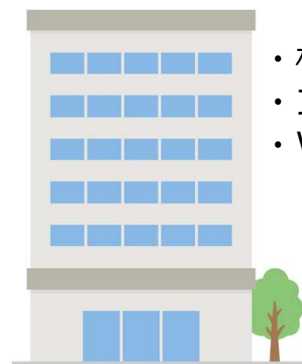
テレワークに係る地域の相談ニーズについて連携

- ・個別相談等の共同実施
- ・専門家への研修



連携

働き方改革推進支援センター



- ・相談対応（窓口、電話、メール）
- ・コンサルティング訪問
- ・Webサイトでの情報提供

支援

企業

適正な労務管理下におけるテレワークの実施



令和3年度 適正なテレワークの導入・定着促進事業《概要》

令和3年度予定額 (令和2年度予算額)
46,429千円 (110,139千円)

(旧事業名:テレワークの普及促進に向けた気運の醸成)

- テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方創生、女性活躍等の様々な観点からもその推進が求められている。
- 普及に当たっては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に基づき策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日策定)(以下「テレワークガイドライン」と記載)を周知する等により、テレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。
- 令和2年5月4日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において示された「新しい生活様式」の実践例においても、働き方の新しいスタイルとして「テレワークやローテーション勤務」が掲げられている。
- テレワークは、長時間労働に陥りやすいと指摘されていることや、情報機器作業による健康障害も懸念されることから、過重労働や健康障害を発生させず、安定的な雇用のもとで、適切な労働条件下における良質なテレワークを普及させる必要がある。
- こうした背景を踏まえ、適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を促進し、労働災害の防止や多様な人材の活躍・雇用の継続を図るために、テレワークの普及促進に向けたセミナー・表彰制度等を実施する。

企業向けテレワークセミナー

○テレワークに関する労務管理等の留意点等についてセミナー(オンライン)を開催。

- ・テレワークガイドラインに沿ったテレワークの実施方法
- ・セキュリティ管理の留意点
- ・新型コロナウイルス感染症対策として緊急的にテレワークを導入した企業の事例紹介

(総務省のセミナーと連携)

テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰

～ 輝くテレワーク賞 ～

○平成27年度より実施。

テレワークの活用によりワーク・ライフ・バランスの実現を図る先進的な取組を行っている企業等を表彰。

その取組を広く周知することにより、適正なテレワークという働き方を普及させるとともに、導入が進んでいない企業等の取組を促し、テレワークの一層の推進を図る。

(総務省の表彰と連携)

テレワークガイドラインに沿った適正なテレワークを普及・促進

テレワークガイドラインの周知広報

- ・テレワークを適切に導入及び実施するに当たっての注意すべき注意点について周知・啓発

テレワークモデル就業規則の作成・配布

⇒過重労働による健康障害の防止

⇒労務管理に関する施策の推進

⇒雇用の安定

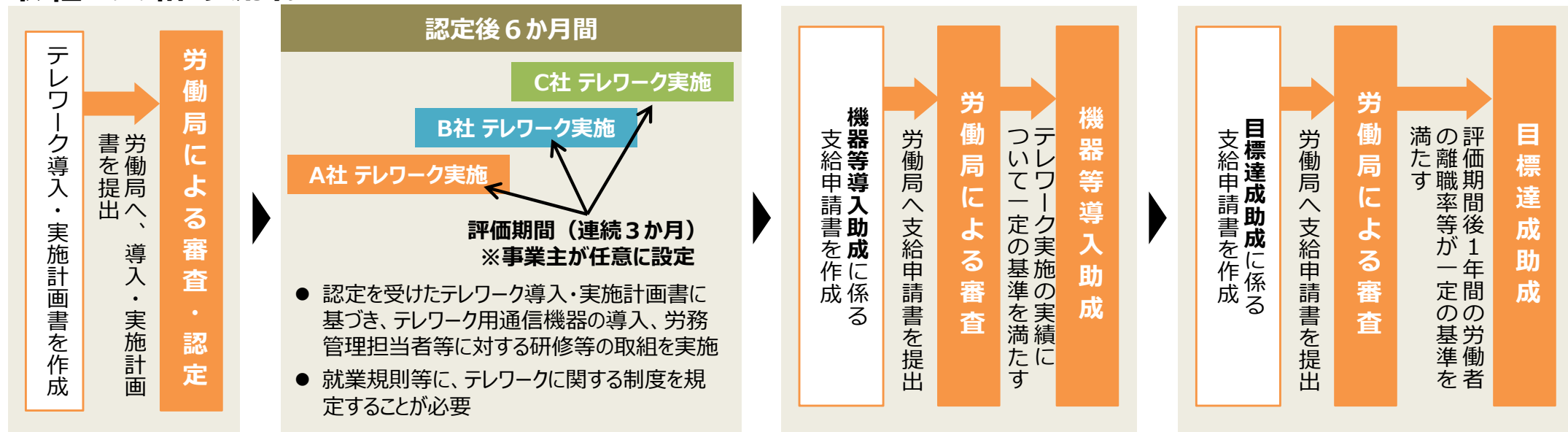
人材確保等支援助成金（テレワークコース）の概要

令和3年度予定額 2,268,000千円（ 0千円）

趣旨・背景

- 新型コロナウイルス感染症対策として、これまでにない規模でテレワークが実施されているが、ポストコロナにおいては、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着が必要。
- このため、良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し助成金を支給し、支援を行う。

取組・支給の流れ



機器等導入助成 下表のテレワーク実績基準を満たした事業主に支給

テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（3か月）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（3か月）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする 	助成率30% ※上限額100万円

目標達成助成 下表の離職率およびテレワーク実績基準の全てを満たした事業主に支給

離職率目標、テレワーク実績基準	助成率、上限
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下 ✓ 評価期間後1年間の離職率が30%以下 ✓ 評価期間初日から1年を経過した日からの3か月間に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上 	助成率20% （35%） ※上限額100万円

助成対象となる取組

- テレワーク用通信機器の導入
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則等の作成・変更

助成額

生産性要件を満たした場合は<>の割合を支給

• 農林水産省

<対策のポイント>

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における**実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等**を一体的に支援するとともに、**国内外へのプロモーション**や地域が抱える課題解決のための**専門家派遣等**を支援します。

<事業目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農泊推進事業

① 農泊の**推進体制構築**や魅力ある**観光コンテンツの開発**、新たな取組に必要な人材確保、**インバウンド受入環境の整備等**を支援します。

【事業期間：2年間、交付率：定額（上限500万円/年等）】

② 実施体制が構築された農泊地域を対象に、**多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等】

2. 施設整備事業

① 農泊を推進するために必要となる**古民家等**を活用した**滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設**の整備や、活性化計画に基づく**農産物販売施設等**の整備を支援します。

（活性化計画に基づかない事業）

【事業期間：2年間、交付率：1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）】

（活性化計画に基づく事業）

【事業期間：原則3年間、交付率：1/2等】

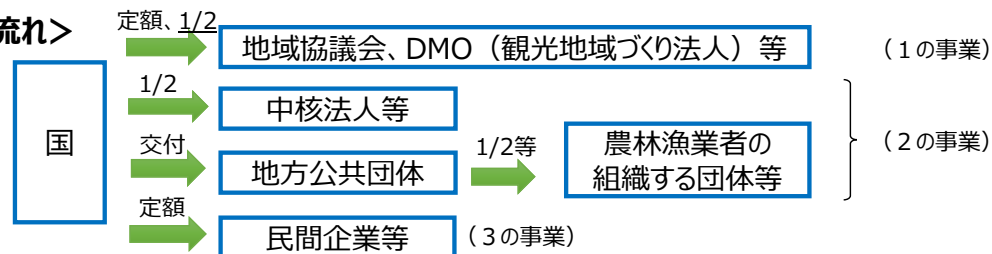
② 地域内で営まれている**個別の宿泊施設の改修**を支援します。（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）【事業期間：1年間、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）】

3. 広域ネットワーク推進事業

戦略的な国内外へのプロモーション、農泊を推進する上での課題を抱える地域への**専門家派遣・指導**、**農泊の成果や利用者のニーズ等の調査を行う取組等**を支援します。【事業期間：1年間、交付率：定額】



<事業の流れ>



• 經濟産業省

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
 中小企業庁 小規模企業振興課
 商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
 03-3501-2036
 03-3580-3922

事業の内容

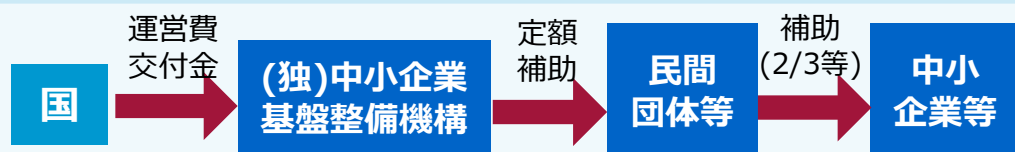
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
 （補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）
 対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
 （補助上限：100万円、補助率：3/4）
 小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）
 ※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
 （補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3）
 ※テレワーク対応類型は補助上限150万円
 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

テレワーク導入に必要な主なアプリ（例）

Web会議システム



○音声だけの電話会議に比べて、顔が見えて資料も共有が可能。

（例）○少人数の会議：LINE、Skype、Facetime等

○中～大人数の会議：Microsoft Teams、Webex、Slack、F-chair + 等

ビジネスチャット



○メールより、リアルタイムコミュニケーションを取りたいといった、社員同士、上司等とのやりとりが直ぐに可能。

（例）Chatwork、Slack、LINE WORK、WowTalk 等

グループウェア



○スタッフのスケジュールの共有などに便利。スマートフォンなどで手軽に利用可能。

（例）サイボウズOffice、denknet's Neo、Garoon、ZAiSEKI、F-chair + 等

オンラインストレージ



決裁ワークフロー



○社員同士で手軽にファイルを共有、一元化、外出先からファイルが見たい、重要ファイルのバックアップ等。

（例）Fleekdrive、HOME クラウドストレージサービス type-S2
たよれーるどこでもキャビネット、Microsoft Teams

中小機構



ここからアプリ(テレワーク)で検索

Coco APP

• 国土交通省

都市局関係予算決定概要より抜粋

都市構造再編集中支援事業

【令和2年度第3次補正予算】1,271百万円
【令和3年度当初予算】70,000百万円

- 地方都市の中心市街地の生活圏等におけるテレワーク拠点の整備について支援対象に追加。

【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

都市構造再編集中支援事業

補助対象事業（高次都市施設）

- 地域交流センター
- 観光交流センター 等



- テレワーク拠点施設
(コワーキングスペース等)



空き店舗の活用

都市再生整備計画事業

【令和2年度第3次補正予算】115,700百万円の内数
【令和3年度当初予算】631,100百万円の内数

- 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）に「ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）」を追加。

【令和2年度第3次補正予算より制度拡充】

官民連携まちなか再生推進事業

【令和3年度当初予算】509,899千円

- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備を支援対象に追加。



(支援対象イメージ) 官民の未来ビジョン等に基づいた新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設

まちづくりファンド支援事業

【令和2年度第3次補正予算】1,500百万円
【令和3年度当初予算】450百万円の内数

■ 老朽ストック活用リノベーション等推進型

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用したテレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備に対して金融支援を行うファンドを創設。

【令和2年度第3次補正予算より制度創設】



(支援対象イメージ) 建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース

・観光庁

事業目的・概要等

背景・課題

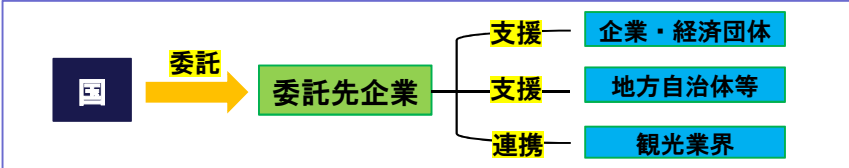
- 従来の日本の観光スタイルは、**特定の時期に一斉に休暇取得する、宿泊日数が短い**といった特徴があり、観光消費額の伸び悩みが課題。
- 新型コロナウイルス感染症による社会変化を踏まえ、**休暇取得や分散化**に向けて、**滞在型の「新たな旅のスタイル」の普及**が必要。

目的

○働き方改革とも合致したワーケーション等の「新たな旅のスタイル」を普及し、**より多くの旅行機会の創出と観光需要の平準化**に繋げる。

事業概要

- 休暇取得や分散化に繋がる**ワーケーションやサテライト・オフィス、プレジャーなどの普及**に向けて、企業、受入地域、観光業界等と連携しながら、**企業と地域を対象としたモデル事業や情報発信**などを実施。



ワーケーションの普及に向けた課題と対応

○普及にあたっては、**①企業・従業員双方にメリットのある形で、経済団体とも連携して推進し、②地域の活性化につなげる**ことが必要。

【課題①】
企業にとって、ワーケーションを導入することによる**メリットが不明確**（生産性向上等の客観的データが不足）

【課題②】
地域において、**ワーケーションに対応した環境整備が不十分**（滞在中のコンテンツ等）

【課題③】
導入時に必要となる**税務処理や労災認定等の扱いが不明確**

【課題④】
ワーケーションに関する**認知、理解の不足**

【対応策】
企業・地域の双方を対象としたモデル事業

- ・企業、地域にアドバイザーを派遣し、双方の体制整備を支援
- ・企業、地域側のニーズに応じてマッチングを実施
- ・参加者のワーケーション等の実施による効果を検証

【対応策】
情報発信・プロモーション

- ・企業、地域、国民向けの情報発信・プロモーション
- ・企業向けパンフレットの作成（税務処理や労災等に関するQ&A等）
- ・企業向け全国セミナーの開催（経営層、人事部門を対象）

• 環境省

国立公園等での誘客やワーケーションの推進によりライフスタイル変革と地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等で「遊び、働く」という健康でサステナブルなライフスタイルを推進し、地方創生に貢献。
- ②感染症対策を徹底した上で、国立公園、国民保養温泉地等において魅力的な冬期・春期のツアー等やワーケーションを実施することで、新型コロナウイルス感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化を図る。

2. 事業内容

新型コロナウイルスにより、国立・国定公園及び国民保養温泉地では、観光事業者等に甚大な影響が出てる。一方、自然体験、サステナビリティ、健康等への関心が高まっており、国立公園等は大きなポテンシャルを有している。

- ①国立・国定公園での滞在型ツアーの推進
地域一体となった自然体験型のツアー等の企画・実施・準備、海岸清掃・修景伐採等の環境整備、感染症対策、e-bike利用等による脱炭素化等を支援。
- ②国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進
地域一体となったワーケーションの企画・実施、Wi-Fi等の環境整備、パーティーやCO2濃度センサー設置等の感染症対策、e-bike利用等による脱炭素化等を支援。
- ③国内外向けプロモーション
国立公園等の魅力を訴求するプロモーション等を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（定額、1/2、2/3）、請負事業
- 補助対象 地方公共団体・民間事業者（山小屋等）・団体・協議会等
- 実施期間 令和2年度

4. 事業イメージ



- ・自然体験、サステナビリティ、健康等への関心が高まっており、それを踏まえたツアー等の造成を支援



- ・感染症対策を徹底した温泉宿等のワークスペースで健康かつクリエイティブに働けるワーケーションを推進



- ・各地域で滞在型ツアーやワーケーションを推進し、国立公園等の魅力とともにプロモーション